

第2回検討会及び小規模店舗WGに対するご意見への対応の方向性

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: yellow;"></span> : 今回改正に反映予定
1	資料3	多機能トイレには、オストメイト、大型ベッド、ベビーチェア(子育てする車椅子使用者用)も必要であるが、利用が集中しないように、一般の男女便所にも、オストメイト、ベビーベッド、ベビーチェアを配置して欲しい。(ベビーベッドは位置が高くて子育てする車椅子使用者には使えない。)	トイレ	機能分散	便所、洗面所の設計の考え方に「施設用途や利用者のニーズを踏まえ、車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を男女が共用できる位置に1以上設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房を男女それぞれの便所又は男女が共用できる位置に分散配置する工夫等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けて機能分散することを基本的な考え方とする。」と記述追加します。(資料3参照)
2	資料3	オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房の配置先は、異性介助・同伴や性的マイノリティにも配慮し、一般男女トイレへの配置に限定するような表現ではない方が良い。個別の機能を分散配置することを基本とし、分散先は現場の状況に合わせて選択できる余地があると良い。	トイレ	機能分散	一般便房におけるベビーチェア設置、ベビーベッドの高さについては、個別の計画・設計において建築主・設計者等が必要に応じて対応を検討されるものとし、設計標準での対応は行わないこととさせていただきます。
3	資料3	簡易多機能トイレは多機能トイレへの集中を分散することに有効、また手動車いすであれば使える場合もある スペースがあるなら一般便房に簡易多機能を設置することを掲載してもらいたい	トイレ	機能分散	便所、洗面所の設計のポイント p. 2-74 に「施設用途等により、車椅子使用者が多数利用することが考えられる場合には、「個別機能を備えた便房」に加え、便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ)に1以上の「車椅子使用者用簡易型便房」を設ける。」と記述しています。
4	資料3	★6. その他多機能トイレに関する意見 ・一般便房のすべてを簡易型車いす便房とする。	トイレ	機能分散	尚、一般便房のすべてを「車椅子使用者用簡易型便房」とするかについては、施設用途や車椅子使用者の利用ニーズによって、建築主や設計者等が必要に応じて対応されるものと考えます。
5	資料3	劇場等トイレの利用時間帯が集中する場合、待機列ができて使いたいブース(個別機能を備えた便房)を利用しにくいこともある。利用者状況によって多機能便房を2か所設置するのが有効。 また、LGBTの方からは、男女共用できる便房があると有り難いと聞いている。	トイレ	劇場等	便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房①設置数、配置 p. 2-78に「劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車いす使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車椅子使用者用便房を設けることが望ましい。」と記述しています。 また便所、洗面所の設計のポイント p. 2-75 表の注記(※1)に「知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。」と記述しています。
6	資料3	多機能トイレ内の開閉ボタンの位置は、他の機材が邪魔になって車椅子で押せない場合があるため、車椅子使用者も押せる位置に配置して欲しい。	トイレ	戸	便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房③戸の形式 p. 2-78に「戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない。」と記述しています。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> :今回改正に反映予定
7	資料3	<p>★1. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (2)③戸の形式の「自動的に開閉する構造」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動扉の開閉ボタンと電灯機能は、一人の利用が前提であるため改善して欲しい。(例: 介助者が移乗介護を終えて一旦外に出る際に、外の「閉」を押すと便房内の電灯が消えてしまう等)</li> </ul> <p>★6. その他多機能トイレに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中には消えない電灯とする。</li> </ul>	トイレ	戸	<p>個別機能を備えた便房における設計標準の部分・設備等に「自動式引き戸で便座に座って利用している高齢者、障害者等がいる状態でも、介助者等の戸の開閉に関わらず、便房内の照明・換気扇等が停止しない機能とする。」と記述追加します。(今後、建築設計標準本文に記載予定)</p> <p>介助者が外側から戸を開ける機能については、個別の計画・設計において建築主・設計者等が必要に応じて対応を検討されるものとし、設計標準での対応は行わないことといたします。</p>
8	資料3	<p>★2. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (2)③戸の形式の「手動式引戸」について</p> <p>現状新しい施設でも重い引戸が多い。もう少し開閉しやすい仕組み(製品)が欲しい。</p> <p>引戸を開けると止まらないものが多い。確実に一旦止まるようにしてほしい。</p>	トイレ	戸	<p>便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房③戸の形式 p. 2-78に「車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。」「手動式引き戸の場合は、自閉式上吊り引き戸(ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの)とすることが望ましい。」と記述しています。</p>
9	資料3	<p>★6. その他多機能トイレに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カギを大きくして、少しの力で開け閉め可能なフック式のカギとする。</li> <li>・カギの高さは車いすで手の届く位置とする。</li> </ul>	トイレ	戸	<p>便所、洗面所における共通する事項の戸の形式に「手動式引き戸の場合には、鍵は指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもの(大型のレバーハンドル錠)とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。」と記述追加します。</p> <p>また、車椅子使用者用便房における戸の形式に「手動式引き戸の場合には、鍵の高さは車椅子使用者の操作がしやすい位置とする。」と記述追加します。(今後、建築設計標準本文に記載予定)</p>
10	資料3	<p>★3. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (2)②出入口の有効幅員、空間の確保等における「便器の配置」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便器が出入口から見えないような配置やカーテンの設置をして欲しい。</li> </ul>	トイレ	スペース	<p>設計事例集(新国立競技場、都立施設等)において、カーテンを設置した車椅子使用者用便房の事例を紹介します。</p>
11	資料3	<p>★3. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (2)②出入口の有効幅員、空間の確保等における「便器の配置」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便器正面のスペースが狭く、移乗が難しい場合が多いためスペースを確保して欲しい。</li> </ul>	トイレ	スペース	<p>車椅子使用者用便房における出入口の有効幅員、空間の確保等に示すように車椅子使用者便房に設ける十分な空間確保とし、「便器の正面及び側面に、車椅子を近づけて車椅子使用者が便器に移乗のためのスペースを設ける。」と記述修正しています。</p>

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> :今回改正に反映予定
12	資料3	★3. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (2)②出入口の有効幅員、空間の確保等における「便器の配置」について ・車椅子の背もたれをフラットに寝かせて介助するタイプの場合、介助スペースを考慮すると直径150cm以上の円が内接できるスペースより更に広いスペースが必要。	トイレ	スペース	車椅子利用者用便房における出入口の有効幅員、空間の確保等に、「車椅子利用者用便房の広さは、大型ベッドの大きさ・設置位置及びリクライニング式等の電動車椅子利用者や介助者の同伴が必要な場合の多様な動作等を考慮し、標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。(ライニング等(洗面器等の背後にある配管収納等)は標準内法寸法に含めないものとする。)」と記述追加します。(資料3参照)
13	資料3 p5	「200cm以上とする」とあるが、なぜ200cm以上必要なのかについて、電動車椅子、リクライニング型への対応のため、多様な動作が可能なスペースを確保するなど、丁寧に記載してはどうか	トイレ	スペース	
14	資料3 p.5	ライニングを内法寸法に含めても、直径150cm以上の円が内接できるスペースを確保した200cm×200cmの空間は実現可能である。内法寸法は目安として記載し、確保すべき有効動作スペースを明確にする記述がわかりやすい。 ライニングは下部の足元スペースが空いている場合もあり、それを内法寸法に含める／含めないなどの判断も必要になる。	トイレ	スペース	建築設計標準は義務基準ではなく、全体が設計ガイドラインですので、標準内法寸法は「目安」という記載はいたしません。 洗面器やオストメイト設備等のライニング部の下部が、足元スペースとして空いている場合であっても、リクライニング式の電動車椅子利用者にとって有効であると考えにくいため、標準内法寸法に含めないものとしします。(資料3参照)
15	資料3	便座の高さは45cm程度にして欲しい。現状これより低い所もあり、便座から車椅子に戻れなくなる場合もある。	トイレ	便座	車椅子利用者用便房における部分・設備等の便器に示されている「座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。」を「座面高さは、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。」に記述改訂します。(資料3参照)
16	資料3 p.7、8	大型ベッドの両側にスペースを設けることで転落のリスクがある。メーカーの設置ガイドでは、長辺の両方ともに壁がない場合は設置できないとしており、転落防止に努めている。「車椅子の動きや介助の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースを確保することが望ましい」の一文は削除して欲しい。	トイレ	大型ベッド	介助される当事者の意見や転落事故があることを踏まえ、前回提示の「車椅子の動きや介助の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースを確保することが望ましい」を削除します。 これに代わり「大型ベッドの設置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドでの介助を要する方の片側への転落防止、安全性の確保等を考慮したものとします。」と記述追加します。(資料3参照)
17	資料3	5. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (2)④「手荷物置台、フック」について 手荷物置台やフックを備えた多機能トイレが少ない。 手荷物を膝の上に置いて移動する車椅子使用者が多く、床に荷物を置かなければならない。	トイレ	部品	便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす利用者用便房④部品・設備等 p. 2-79に「手荷物置き台を、車いすに座った状態で手が届く高さに設ける。フックを、車いすに座った状態で手が届く高さに設ける。」と記述しています。 事例調査にて好事例があれば、設計標準に掲載します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> :今回改正に反映予定
18	その他	今後特に課題となる多機能便房の利用対象者は以下の通りと考える。 1)視覚障害者の方(レイアウトの認識・使用可のサインが分からない) 2)認知症の方(流すスイッチが分からない、間違える) 3)発達障害の方(付き添い可、男女共用のピクトグラムなど) 4)高次脳機能障害の方(流すスイッチが分からない、間違える) 5)外国籍の方(使用時の説明が認識できない)	トイレ	部品	<p>これまでは個別機能を有する便房のみだった「腰掛便座の横壁面に紙巻器、洗浄ボタン等を設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。」を全ての便房に共通するように記述追加します。</p> <p>また(一社)日本レストルーム工業会が2017年に策定した「トイレ操作パネルの標準ピクトグラム(絵記号)」を紹介します。(資料3参照)</p>
19	その他	特に使用後の水洗方法が直感的でない、視認性が十分でない等から困っているとの意見が多い。主要な便房メーカーのデザインの多様化もあり混乱している。 よって主要な便房メーカーも巻き込んで、大規模商業施設等において、多機能便房の器具配置や操作系の設計標準、視認設計までアクセシビリティ・ユーザビリティを追求したトイレのスタンダードをつくってほしい。	トイレ	部品	
20	資料3	★6. その他多機能トイレに関する意見 ・便器に座った位置からリモコン、ブザー、ペーパーホルダーに手が届き、それらの位置も統一したものとする。	トイレ	部品	
21	資料3	★6. その他多機能トイレに関する意見 ・背もたれ付きの便器とする。 ・呼び出しボタンは押しやすい位置とする。 ・尿器を洗う手動の水栓の追加。 ・トイレトーパーペーパーはちぎりやすいものを。 ・手洗いの蛇口は短いと手を伸ばしても届かない。カランが長いタイプにしてほしい。	トイレ	部品	<p>便所、洗面所の2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房 ④部品・設備等p. 2-79に留意点として「座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを設けるとよい。」、本文に「呼び出しボタン等は、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲に設ける」「洗面器の吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置(洗面器の手前縁から30~35cm程度)とする。」と記述しています。</p> <p>紙巻器については「指の不自由な人でも操作しやすいよう紙巻器は、片手で紙が切れるものとするのが望ましい。」と記述追加します。 (今後、建築設計標準本文に記載予定)</p> <p>尿器を洗う水洗の追加については、個性が高く、施設の状況に応じて対応すべき内容であり、設計標準での対応は行わないこととさせていただきます。</p>

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> :今回改正に反映予定
22	資料3	多機能トイレにあるゴミ箱等の付属品は、他の設備の邪魔にならぬよう置き場所の工夫が必要。	トイレ	部品	便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房 ③戸の形式p. 2-78に「戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない。」と記述しています。
23	資料3	★6. その他多機能トイレに関する意見 ・トイレの設備の文字や表示を大きく分かりやすく扉などに表示する。	トイレ	表示等	便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1)共通する事項 ⑥案内表示p. 2-77に「便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。」と記述しています。
24	資料5 p10	「車椅子駐車場は地下1Fにあることが多い」について、地下に行く動線が裏動線の場合があるので、地下1Fに車椅子用トイレがある場合には、1Fのトイレに案内図があるとよい	トイレ	表示等	<p>個別機能を備えた便房における共通する事項の案内表示において、他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示として「利用したい便房がその階にない場合や使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便所・便房の付近に表示することが望ましい。」と記述追加します。(今後、建築設計標準本文に記載予定)</p> <p>【設計例】水戸市庁舎</p>

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <span style="background-color: yellow;">    </span> :今回改正に反映予定
25	資料3	多機能トイレについて、視覚障害者が利用する場合 ・使用中かわからない ・スペースが広いので、位置関係がつかみにくいため、使用の可否の音声案内、中の設備の位置関係がわかるものをつけることをお願いしたい	トイレ	視覚障害	建築設計標準では、原則として視覚障害者は車椅子使用者用便房には誘導せず、一般の便所内の便房に誘導することとし、便所、洗面所の2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1)共通する事項④部品・設備等p. 77に「便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車いす使用者用便房以外の便所に誘導する。」と記述しています。
26	資料3	4. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (1)④工において、「視覚障害者誘導用ブロックは、車いす使用者用便房以外の便所に誘導する。」について 現状新しい施設でも多機能トイレに誘導している場合が多い。車椅子が動いたときに音声ガイドが作動するのが困る。	トイレ	視覚障害	
27	資料3 P.9	便所・洗面所における非常警報として、ディスプレイの設置等による視覚的な情報提供もして欲しい。災害発生時における避難情報等がわかると良い。	トイレ	聴覚障害	建築物の便所・洗面所におけるデジタルサイネージ設置や緊急情報の提供等の事例や普及状況を考慮しつつ、今後、継続して掲載の可否を検討します。
28	資料3	多機能便房の安全性を考えると、完全な個室にするよりは、他の一般便房と同様、上部で空間が繋がっている等とした方が良い。	トイレ	防犯等	車椅子使用者用便房の設置位置(男女共用の位置か、男女それぞれの便所内か等)によって、上部開口設置の考え方は異なり、建築主・設計者等が個別の設計・計画により考えるべき内容であることから、設計標準での記述は行わないこととさせていただきます。
29	資料3	便房内で、想定外の利用(携帯電話等の充電、化粧等)をする例がある。一定時間経過すると自動で扉が開く等対策を記載してはどうか。	トイレ	防犯等	自動ドアの施錠の解除タイマー(一定時間が経過するとドアを開く機能)については、管理者が自動ドアを開くまでの時間を設定するものであり、個別の運用によるものであること、また直接、便所・便房のバリアフリー対応に係る内容ではないことから、設計標準での対応は行わないこととさせていただきます。

★印は、設計団体委員の意見のうち電動車椅子使用者(脳性麻痺者)に「理想的な多機能トイレ」についてヒアリングした際の意見と建築設計標準を照らした結果をまとめたもの。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <span style="background-color: yellow;">□</span> :今回改正に反映予定
30	資料5	可能な限り基準を満たすよう努力するが、行政の判断が一律に「基準に満たないから許可できない」とならないよう周知して欲しい。	店舗	共通	本建築設計標準は「建築設計標準は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドライン」の位置づけであり、義務基準ではありません。
31	資料5 P.25、26	細部にわたるきめ細やかな基準として、有効性が高いと感じる一方、陳列棚や座席レイアウトはB工事、C工事となることが多いため、確認申請段階で陳列棚や座席のレイアウトの詳細設計がなされず、適合しているかの判断が難しいことが懸念される。	店舗	共通	前述の通り、建築設計標準に示される陳列棚や座席レイアウトの設計標準は、バリアフリー法上の義務基準ではありません。一方で、建築確認に際してB工事、C工事となる陳列棚や座席レイアウトの詳細設計がなされていない場合におけるバリアフリー法上の建築物移動等円滑化基準の適合への取り扱いについては、個別の計画・設計に応じて所管行政庁等と協議の上、対応されるものと考えています。
32	資料5	スーパーのレジについても金額表示が読めないことがある。	店舗	共通	店舗内部に共通する設計標準として、レジの項目に「円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする。」と記述追加するとともにモデル例を掲載します。(資料4参照)
33	資料5	セルフレジは車椅子で使えるようにしてはどうか。	店舗	共通	店舗内部に共通する設計標準として、レジの項目に「無人レジ(セルフレジ:顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ)のみの店舗では、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。」と記述追加します。また、ソフト面の工夫として、「レジ付近に人的配置を行い、お困りの高齢者、障害者等に積極的に声をかけて、必要に応じて買い物支援を行う。」と記述追加します。(資料4参照) 設計例については事例調査を行い、掲載に向けて検討します。
34	資料5 P.20	駐車場の乗り降りスペースを出入り口の通路と兼用するのは、避難経路の問題があるので、載せるのはいかがか。条例等の対象外で自主的に整備する場合は問題ないかもしれないが、経験上、駐車場条例・福祉まちづくり条例の対象のもので、この配置は許可がおりない。	店舗	駐車場	「狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等、やむを得ない場合には、車椅子使用者用駐車場施設の乗降スペースは、人の出入りが少ない建築物の出入口(通用口等)に通ずる敷地内の通路と兼用することが考えられる。」と記述を修正します。あわせてモデル例には、「当該出入口(通用口等)とは別に、主たる出入口を設け、当該通路は、避難階における屋外への避難経路としない利用想定。」と注記します。(資料4参照)
35	資料5 p20	車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを通路を兼ねる場合、裏動線やサブ動線など人の出入りが少ない場合は兼用してもよいと考える。一方で人の出入りが多い場合には向かない。	店舗	駐車場	
36	資料5 p20	車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを建築基準法及び関係法令等に規定する敷地内通路と兼ねることはできないが、当該通路以外の通路は兼用してもよいと考える。(東京都)	店舗	駐車場	

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
37	資料5 P.21	現行と改正案のモデル例は条件を同じにすべきである。車椅子使用者用駐車場が1台分しかなくても左右に乗降スペースがある方が良いという記載を追加してはどうか。	店舗	駐車場	前回提示の<参考>現行のモデル例(車椅子使用者用駐車施設3台の配置図)は、改正案に変更するものではありません。今回、提示のモデル例は、1台の車椅子使用者用駐車施設を設置する際、設計者が駐車場の配置計画を工夫すれば、運用上、車椅子使用者が駐車利用できる車両は3台分が確保できるという参考例示です。(資料4参照)
38	資料5 p21	前向き駐車を前提したモデル例を追加することについて検討必要	店舗	駐車場	あくまで運用上の工夫を考慮したモデル例を示しております。駐車マスの左右横にある乗降スペースの位置により、車椅子使用者が運転する車両の駐車方法を踏まえ、一般の駐車施設で車椅子使用者が駐車利用できることが増やせる駐車場計画の工夫について解説している参考例示です。(資料4参照)
39	資料5	店舗の大きさに関係なく、全ての店舗で必ず実施するもの(入口段差の解消、入口ドア幅の確保)については最低規模でも実施してもらいたい	店舗	出入口	店舗の用途規模に関わらず、共通する事項として、出入口幅の確保、出入口・店舗内の段差解消、通路幅の設計標準を示します。(資料4参照)
40	資料5	出入口・店内の段差は、全ての規模の店舗で解消する、としてはどうか。	店舗	出入口	
41	資料5	100㎡未満の店舗では出入口幅を80cm以上、100㎡以上の店舗では90cm以上としてはどうか。	店舗	出入口	出入口の幅は、バリアフリー法施行令における義務基準で80cm以上、誘導基準で90cm以上としており、100㎡以上の店舗の出入口の設計標準を90cm以上とするのは、店舗側の負担が大きいと考えます。このため、店舗の出入口・室内の出入口は共通する事項として規模に関わらず、80cm以上とします。(資料4参照)
42	資料5	室内のドア幅は、全ての店舗で80cm以上としてはどうか。	店舗	出入口	
43	資料5	100㎡未満の店舗については、簡易スロープ可としてはどうか。	店舗	出入口	施設整備においては規模に関わらず、出入口・店舗内の段差解消を行うものとし、加えて備品の対応については「既存建築物等で敷地内の通路や出入口に段差がある場合には、持ち運べる車椅子用可搬型スロープを準備し、従業員による支援との組み合わせにより対応する。また、テナント側で据え置き型スロープを設置して対応する場合もある。
44	資料5 p23	全面ガラス壁の場合、入口開口部について盲導犬も認識しにくいとの指摘がある。盲導犬への配慮を記述に追加してはどうか	店舗	8	全面ガラス張りの出入口に盲導犬が衝突して人や犬が大きな事故や怪我した事例は確認されていません。((公財)日本盲導犬協会より)このため、犬は人間と違って視覚情報以外の情報(気配等)も頼りに動作しているため、ガラス面に衝突するような事象は特になく考えられます。また、ガラス張りの出入口部の視覚差による認識については、高齢者や子供、視覚障害者への配慮等を行った上で、個別の計画・設計において更に盲導犬対応について検討されるものとし、設計標準での対応は行わないこととさせていただきます。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
45	資料5	ガソリンスタンドでは、セルフサービスの場合は店員が給油してくれるようにしてはどうか。	店舗	出入口	受付カウンター・インターホンに「セルフサービスのみでサービスを提供する場合には、高齢者、障害者等が操作しやすい位置にインターホン又はハンドセットを設置する、若しくは見やすい位置に電話番号の表示を行い、従業員を呼び出して支援をお願いすることができるようにする。」と追加記述し、ガソリンスタンドでのサービスについても想定した記述とします。(資料4参照)
46	資料5	100㎡未満の店舗については、商店街単位等一定エリアで車椅子利用者用トイレ(多機能トイレ)の設置を進めて欲しい。具体例として仙台市の商店街の例もある。	店舗	トイレ	<p>便所・洗面所の設計の考え方に 「ビルインタイプの複合店舗及び路面店舗の場合には、それぞれの店舗又は用途部分ごとに車椅子利用者用便房等を設けるよりも、建築物内で利用者が共用利用できる位置に車椅子利用者用便房等を設けることが、効果的・効率的な整備である。</p> <p>・商店街においても、複数の店舗が共用できる位置に車椅子利用者用便房等を設けることが、効果的・効率的な整備である。</p> <p>・このため、複合用途の一建築物や商店街等において、共用利用できる位置に車椅子利用者用便房を1以上設けることが望ましい。」と記述追加します。(資料4参照)</p> <p>また、仙台市の商店街の事例については、事例調査の対象を選択する際の参考とします。</p>
47	資料5	小規模店舗は面積の制約があるため、2か所あるトイレをアコーディオンカーテンで仕切り、一体的に広く利用する等も工夫もあると考えられる。	店舗	トイレ	便房の仕切るアコーディオンカーテンの設置は、プライバシーや防犯上の問題があると考えられることから、設計標準での対応は行わないこととさせていただきます。
48	資料5	100㎡未満の店舗では、ビル内や商店街に1以上の車椅子利用者用便房があると良い。100～200㎡未満の店舗では店舗内に簡易多機能トイレ1以上、200～500㎡未満では多機能トイレ1～2以上、500㎡以上では多機能トイレ2以上としてはどうか。	店舗	トイレ	店舗の用途規模に関わらず、便所の設置状況によることとし、「便房の数が1又は2か所の場合や便所に男女の区別がない場合には、車椅子利用者用便房にオストメイト用設備等を付加した便房(多機能便房)又は車椅子利用者用簡易型便房+オストメイト用簡易型便房を設ける。」と記述追加します。(資料4参照)
49	資料5	規模に応じて実施するものとして、トイレを簡易多機能から多機能トイレとすることがある。	店舗	飲食店	

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
50	資料5	規模に応じて実施するものとして、テーブルも1以上ではなく、客席数に応じて増やしていくのがよい。一つだけの場合、拒否されることがあるため、規模に応じて複数あるとよい	店舗	飲食店	客席総数に対する割合を定めると、逆に車椅子使用者の利用に配慮した席数が最小限として設けられやすく、その割合に近づく(それより多く整備されない)ことも予想されます。 このため、飲食店の設計標準に「車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。固定席を設ける場合は必ず可動式の椅子席を設けるものとする。」ことについて記述追加します。(資料4参照)
51	資料5 p3.p8	店舗の大きさに関係なく、全ての店舗で必ず実施するもの(可動の椅子)については最低規模でも実施してもらいたいファミレスは100~300㎡と示されているが、レストランとしては大きめである。100㎡未満について、区切りが必要ではないか。	店舗	飲食店	
52	資料5	アクセシブルシート(車椅子用客席)を、100~200㎡以上の店舗では1~2テーブル、200~300㎡未満では2~3テーブル(多様な場所に)、300~500㎡未満では3~4テーブル(多様な場所に)、500㎡以上では総席数に対する比率を定め(最低5テーブル、多様な場所に)、設置してはどうか。	店舗	飲食店	
53	資料5	200㎡以上の店舗では、可動式の椅子を半数以上確保してはどうか。	店舗	飲食店	
54	資料5 p27	カウンターの店だと使えないことが多い。ローカウンターがあり一部でも使えることは重要。100㎡や200㎡など小規模な場合でも絵として提示してもらいたい	店舗	飲食店	
55	資料5 p8	p8の図はわかりやすい。100㎡未満のラーメン店に行きたいという声がある。規模の小さいところも対象としてもらいたい	店舗	飲食店	店舗面積約56㎡(10席)のラーメン店の事例紹介し、設計事例集に掲載いたします。(資料5参照)
56	資料4	飲食店の利用にあたって、店舗の出入口が自動ドアであることが判断指標となる。	店舗	飲食店	建築設計標準 2.3.1 建築物の出入口の設計標準に「開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。」と記述しています。
57	資料5	店舗内の通路は広いに越したことはないが、小規模店舗の場合は90cm程度でも良い。特に飲食店の場合着席後の移動は少なく、どこかですれ違える場所があれば良い。	店舗	飲食店	飲食店・サービス店舗の通路の設計標準は、「主要な経路上の通路の有効幅員は、90cm以上とする。(飲食店舗の場合:椅子に座った状態で90cm以上を確保)また、横向きの人と車椅子使用者がすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。」と記述追加します。 物販店舗の通路の設計標準は、「主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする。(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする)ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。」と記述追加します。(資料4参照)
58	資料5	200㎡以上の店舗では、車椅子が通れる幅を90cm程度としてはどうか。	店舗	飲食店	

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
59	資料5 p26	固定椅子でなく可動式の椅子に。椅子だけでなく机も可動式にすると通路を確保できて入れるようになる。仕切りも固定式でない方がよい。	店舗	飲食店	飲食店の設計標準に「椅子以外にテーブルや衝立・パーティションも動かすことができるようにすると、通路・スペースの確保が容易になる。」と記述追加します。(資料4参照)
60	資料5 p19	チャイム音が有効とあるが、メロディだとさらに店が特定しやすい。チェーン店だとなおさらである。メロディが有効と追記してもらいたい	店舗	物販	案内表示の設計標準における留意点として、出入口付近のチャイム等による目印に、「出入口付近で鳴るチャイム等は、視覚障害者等が道路を歩いているときに目的地(チェーン店等)や位置を把握するための目印になることがある。」と留意点を記述します。(資料4参照)
61	資料5	美容院は、椅子、シャンプー台が1つは車椅子ユーザー利用できるものにしてはどうか(動かせるなど)。	店舗	サービス	資料5にて車椅子使用者が利用できる理髪店の事例を紹介しています。
62	資料5	ハードの欠点をカバーするサービスや待遇が重要。P28以降に望ましいという記述があるが、もっと積極的に踏み込んで記述してはどうか	店舗	ソフト	「接遇マニュアルの作成」以外は「望ましい」を削除する方向で今後、検討します。
63	資料5	陳列棚の金額表示は角度が同じであり、低い場合は見えやすいや、高いところは見えにくい。角度や字の大きさを工夫すること見やすくなると思われる	店舗	ソフト	ソフト面の工夫に「商品名や料金表等の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、取り付け位置、照明等に配慮したものとする。」と記述追加します。(資料4参照) あわせて店舗内部に設ける案内表示や陳列棚の金額表示の文字の大きさの参考となるよう、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインに示された視距離と文字の高さを参考として掲載します。
64	資料5 p25	ロービジョンの方が買い物する際に、高い場所や低い場所にあるものが見えず、選びにくい。値札も見にくい。好事例を紹介してもらいたい。	店舗	ソフト	事例調査の対象を選択する際の参考とします。
65	資料5	筆談ボード(代替手段可)の配置も入れてはどうか。	店舗	ソフト	ソフト面の工夫に「聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉(文字と話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備する。」と記述追加します。(資料4参照)

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
66	資料5	新型コロナの影響による新しい生活様式でのサービス適用のあり方を盛り込んでほしい。(品物、お釣りの渡し方等)	店舗	ソフト(コロナ)	本建築設計標準は恒久的な扱いで、かつ建築物のバリアフリー化に必要な標準的な整備水準を示すことが主であるため、今回の改正では新型コロナウイルス感染症対策の対応について盛り込むことは考えていません。一方で、新型コロナウイルス感染症対策については、関係省庁及び各業界団体等が業種別毎にガイドラインを発行し、自主的な感染予防のための取組が進められているため、個別に参照できるものと考えております。
67		コロナを踏まえ、コミュニケーションの際の距離感も考慮すべき。	店舗	ソフト(コロナ)	
68	資料5	待機列について、コロナ禍で間隔をあけてというのが認識しにくい。積極的な声掛けも重要。	店舗	ソフト(コロナ)	ソフト面の工夫に「入店やサービスカウンター等の順番待ちの行列の整理においては、車椅子使用者や視覚障害者等が並びやすいようロープのレイアウト等を工夫するとともに、案内・誘導の人的対応を行う。」と記述追加します。(資料4参照)
69	資料5	観光庁より小規模店舗に対する補助金(上限50万)について説明があったが、小規模店舗はお金のないところが殆どである。オリパラ対応だけでなく、補助金の継続をお願いしたい	店舗	補助金	現在取り組まれているバリアフリー化に係る支援制度がある行政団体から情報提供を頂けた概要について、「資料7-1 国・地方公共団体における建築物のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表」にとりまとめましたので、参照ください。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
70	その他	これまでの追補版は、情報量が多く実務では使いにくいと感じる。実務者が一目で欲しい情報にたどり着くような構成にして欲しい。	共通		これまでは記述と図版は別の頁としていましたが、今回の改正にあわせ、設計例の写真を増やし、記述と図版が可能な限り同じ頁で見ることができると等により、わかりやすい資料構成に改訂します。
71	その他	車椅子使用者用駐車施設であることの表示は、不正利用防止の観点から、車を駐車しても見える位置に表示する旨、記載をしてはどうか。	駐車場	不正利用防止	2.2駐車場 p.2-35に舗装面以外に標識を設置した例を掲載しています。
72	その他	施設内の駐車場で利用料を支払う際に障害者割引料金で支払うには係員を呼ぶ必要がある。時間短縮できるように、支払機に障害者割引ボタンなどを作ってもらうことを標準設計に記載して欲しい。	駐車場	支払い	建築物における駐車場で係員を呼ばないで障害者割引料金を精算できるシステムを導入している設計例があれば、設計標準に掲載することで、設計する際に参考として活用頂けるものとして検討します。
73	資料5	駐車場について、小規模な店舗であれば、コインパーキングと提携している場合もあるし、都市部の店舗であればコインパーキングを利用することが多い。センターフラップの位置の関係で車椅子が下せない、障害者用のスペースがない、精算機が使えないという問題がある。将来的かもしれないが検討課題に入れてもらいたい	駐車場	コインパーキング	路外駐車場で自動車の駐車に供する部分(駐車マス)の面積の合計が500㎡以上のものは、バリアフリー法における特定路外駐車場に係る基準適合の義務が課せられ、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならないとしています。 このため、500㎡未満の小規模な駐車場(コインパーキング)についてはそれぞれの施設の実情によるものと考えられるため、小規模でも車椅子使用者用駐車施設又は車椅子使用者が利用しやすい一般の駐車施設(フラッパーゲートでの出入管理をしている駐車施設又は駐車車両前面で跳ね上げでロックがかかるシステムで、駐車スペースの横に乗降スペースが確保されている駐車施設など)が配置されている設計例があれば、建築設計標準に掲載することで、設計する際に参考として活用頂けるものとして検討します。
74	資料3 p3	資料3のp3の案内表示について手話マークの掲載をお願いしたい。 何年か前より表示してほしいとの要望を出しているいくつかの行政役所等で手話マークを提示されている(例えば埼玉県東松山市、愛知県安城市、千葉県浦安市、など)他、政府広報とHPにも掲載 以前と比較して各地で設置が増えていることから、建築設計標準への掲載をお願いする。	カウンター	手話マーク等	第1章1.2建築物全体の計画・設計のポイント(3)共通する計画・設計のポイント」において、「耳マーク」とともに「手話マーク」「筆談マーク」を掲載いたします。(資料3参照)

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
75	参考資料7-2(観光庁)	ホテルの客室にタブレット端末を設置もしくは貸出しをできるようにし、フロントとの連絡や災害時に文字情報を送れるようにしてほしい。	ホテル	情報伝達設備	ホテル又は旅館の建築設計標準追補版 2. 客室-2. 3ソフト面の工夫 p84に、客室内の情報伝達設備の貸し出し備品例としてタブレット端末等を紹介しており、今回の改正においても「客室」の章において同様の紹介を行います。(今後、建築設計標準本文に記載予定)
76	その他	マンションについて、入口はバリアフリー化されていても、お風呂に段差があって使用できない場合が多い。2009年以降改正されていない共同住宅のバリアフリーガイドラインについても検討をお願いしたい。	共同住宅	-	住宅のバリアフリー化に関する指針には、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」があり、本検討会の成果も踏まえつつ、当該指針について必要な点検を行ってまいります。
77	資料2	健常者と障害者を分断し『弱者だから助けてあげる』といった上から目線ではなく、障害者が困っているから手を差し伸べる、という感覚が重要である。	ソフト	-	ホテル又は旅館の建築設計標準追補版p12 ⑤ 案内・誘導等に必要となる人的配置、情報提供等の方法に配慮する(ソフト面の工夫)に、「支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となる。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がける。一方で高齢者、障害者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではない。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となる。(ただし、安全面で配慮が必要な場合は、積極的に声をかけて支援を行う)。」と記載しており、今回の改正においても、同様の記述を行います。(今後、建築設計標準本文に記載予定)
78	資料3	何が必要なかは個人差があるため、希望する対応を可能な範囲でお願いしたい。	ソフト	-	ホテル又は旅館の建築設計標準追補版p5 (2)ソフトとハードの相互補完によるバリアフリー対応への継続的な取り組み、及び管理計画等の作成について、ソフト対応についての記述を充実しており、今回の改正においても、同様の記述を行います。(今後、建築設計標準本文に記載予定)
79	資料5	ハード面の対応が困難な場合はソフト面の対応で補えることの推奨、いつでもどこでも提供可能なバリアフリー化、心のバリアフリーの促進が重要。	ソフト	-	リハビリテーションに必要な施設や高齢者等への支援に必要な技術は、個別の計画・設計において建築主・設計者等が必要に応じて対応を検討されるものと考えておりますが、全国老人クラブ、日本医師会、日本病院会、厚労省等にご意見を聞きながら進めさせていただきます。
80	参考となる資料等	高齢者等への支援技術を有しているリハ関連団体との連携もあると良いのではないかと。	共通		

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <input type="checkbox"/> :今回改正に反映予定
81	資料4	今後新しい取り組みについて随時更新してはどうか。	共通	-	今後も必要に応じて建築設計標準の改正を行う場合がありますので、その都度、事例の充実を図ります。
82	資料4	成田空港もUDの委員会をつくって整備を進めてきたので、ここでも取り上げて欲しい。	共通	-	本建築設計標準の対象とする建築物は、旅客施設は含まれませんので、取り上げません。
83	資料4	建物の出入口が開放されていると歩行困難者は助かる。	出入口	-	出入口における自動ドアの採用について、事例紹介いたします。
84	資料4	多機能便所の器具配置や操作系の設計標準、視認設計までアクセシビリティ・ユーザビリティを追求した設計事例集として欲しい。	トイレ	-	事例調査の対象を選択する際の参考とします。
85	資料4	4. 建築設計標準 便所・洗面所 2・7・1 (1)④エにおいて、「視覚障害者誘導用ブロックは、車いす使用者用便房以外の便所に誘導する。」について現状新しい施設でも多機能トイレに誘導している場合が多い。車椅子が動くたびに音声ガイドが作動するのが困る。	トイレ	-	既に記載のある視覚障害者対応や視覚障害者誘導用ブロックの敷設(視覚障害者誘導用ブロックは、車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。)について理解がより進むよう、設計標準の記述を再構成して、「便所・洗面所」の分かりやすい位置に示します。(今後、建築設計標準本文に記載予定)